

## 京都工芸繊維大学体育会規約

### 第 1 章 規 則

(名 称)

第 1 条 本会は京都工芸繊維大学体育会と称する。

(所 在)

第 2 条 本会は本部を京都工芸繊維大学内に置く。

### 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本学における体育活動の向上に努めると共に、課外活動を通じて運動部員の親睦をはかり、人格を陶冶する事を目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は前条の目的を達する為に下記の事業を行う。

- (1) 各学生リーグ、競技会への参加
- (2) 学内運動競技会の開催
- (3) 運動部活動の振興及び計画実施
- (4) 会員一般へのスポーツの普及に貢献する事業
- (5) その他本会の目的達成の為に必要と認められる事業

### 第 3 章 会 員

(会 員)

第 5 条 本会は次に掲げる会員で構成される。

- (1) 体育会員 京都工芸繊維大学学部生および大学院生の運動部員

(会 費)

第 6 条 本会に入会する者は次の会費を納入するものとする。

- (1) 体育会運動部員 学友会費  
尚、一担納入した会費は返却しない。

(会員の特典)

(運動部)

第 7 条

- (1) 本会に運動部を置く。

(2) 本会の運動部は第 10 条において常任委員会に承認され、細則に定められた団体とする。

(3) 本会に属する運動部は、第 8 条に定める権利が与えられ、第 9 条に定める義務を負う。

(運動部の権利)

#### 第 8 条

(1) 学友会費からの活動支援金（分配金）の予算請求権

(2) 各運動施設の優先使用

(3) 体育委員を各部 1 名選出し体育会会議への出席

(4) 体育委員は常任委員選出のための選挙に立候補

(5) 体育会運動部主務会議への出席

(運動部の義務)

#### 第 9 条

(1) 各運動部は正会員によって構成すること

(2) 本会の目的に従って活動を行う

(3) 各運動部は体育会委員長の要求する、活動報告、会計報告、その他常任委員会の定める書類の提出

(4) 体育委員会の企画した事業への協力

(運動団体の新規加盟および継続)

#### 第 10 条

(1) 新たに運動部に昇格しようとする同好会及び運動部の継続を申請する団体は、5 月末日までに体育委員会に指定の書類(前年度 1 年間の活動報告・部活員名簿等)を提出しなければならない。

(2) 運動部に昇格しようとする団体は、体育会の権利・義務を理解するものとする。

(3) 昇格・継続申請については常任委員会で書類審査し、これを決定する。

(4) 体育会運動部継続または新規入会は原則として 5 月に行うが、要請があれば委員長がこれを体育委員会に提出し、暫定的に入会を許可することがある。

(部の除名)

第 11 条 活動の不振、体育会への非協力的態度等が認められる場合は体育委員会の議決により体育会運動部より除名する

(脱 会)

第 12 条 本会より脱会せんとする団体は、委員長に申し出るか、第 10 条の書類を提出しないことで認められる

(再入会)

第 13 条 本会より脱会及び除名された団体は第 10 条に基づいて再入会が許される

## 第 4 章 組 織

(組 織)

第 14 条 本会は第 10 条に基づく本会への入会事務を終え、入会を認められた運動部員によって組織する

## 第 5 章 機 関

第 15 条 本会には下記の機関を置く

- (1) 体育委員会
- (2) 常任委員会
- (3) 体育会運動部主務会議

(体育委員会の構成)

第 16 条 体育委員会は各運動部より 1 名で構成される。

(体育委員会)

第 17 条 体育委員会は本会の最高決議機関であり、体育委員総数の 1/2 以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。可不同数の場合は委員長が決する。委任状は認めるが、出席者の 1/4 を越えてはならない。

(体育委員会の招集)

第 18 条 体育委員会は原則として次のような場合委員長がこれを招集する。但し、委員長が必要と認めた場合も、体育委員会を招集する。

- (1) 常任委員会において体育委員会の招集を要請したとき
- (2) 体育委員総数の 1/2 以上の連署をもって委員長に要請があったとき

(体育委員会)

第 19 条 体育委員会において下記の項を議決する

- (1) 本会運営に関する基本事項
- (2) 予算、決算の承認
- (3) 体育会役員の選出
- (4) その他の承認事項

(体育委員会の議長)

第 20 条 体育委員会の議長は委員長とする。不在の場合は副委員長がこれにあたる。

(常任委員会)

第 21 条 常任委員会は正副委員長各 1 名、常任委員 12 名によって構成される。

- (1) 常任委員会は体育委員会に議題を提出し、体育委員会の議決により、その決議事項を執行する。
- (2) 常任委員会は本会の事業遂行に必要な局、財務局（正副委員長・会計）紫叡制作局（正副委員長）、近体協局（委員長）、施設局（2名）、スポーツ大会局（3名）、各調整局（4名）を設置し、常任委員が各局を専任する。

（常任委員会の招集）

第 22 条 常任委員会は諸事項に関し必要と認められた場合、委員長が随時これを招集し、審議する。

（主務会議の構成）

第 23 条 体育会運動部主務会議は各運動部の主務により構成され常任委員会及び体育委員会の相談に応ずる。

## 第6章 役員

第 24 条 本会に下記の役員を置く。

- (1) 常任委員 12 名（正副委員長を含む）を、体育委員会において互選により選出する。
- (2) 体育委員は各運動部より 1 名選出されるものとする。但し、部長との兼任は認めないが、主務との兼任は認める
- (3) 委員長は、学部 3 回生以上（1 2 月の時点で、2 回生以上）の体育委員が務める。

（役員の仕事）

第 25 条 役員の仕事は下記の通りとする。

- (1) 委員長は体育委員会及び常任委員会を組織し、本会の会務執行を統括する。
- (2) 体育委員は体育委員会を組織し会務を審議決定する。
- (3) 常任委員は常任委員会を組織し、会務を処理する。
- (4) 常任委員ではない体育委員は補助委員としてそれぞれの局に所属され、常任委員の会務を補助する。

（役員の任期）

第 26 条 第 25 条の役員の任期は 1 年とし、留任を妨げない。

- (1) 正副委員長、常任委員の交代期間は各年 12 月とする。
- (2) 欠員補充の役員任期は前任者の後任期間とする。補充の役員は必要に応じ役員選出と同じ手続きをふむ。
- (3) 役員の辞職は体育委員会の承認を得るものとする。

（役員の仕事と解任）

第 27 条

- (1) 体育委員に事故のある時は委員長がその体育委員の委任を得て、その職務を代行する

ことができる。

- (2) 体育委員は、体育委員及び常任委員の解任を委員長に要請することができる。その後、委員長が常任委員会を招集してこれを審議する。解任された役員は体育委員及び常任委員としての権利が剥奪される。
- (3) 解任された役員の欠員補充が行われるまでの間は、委員長がその職務を代行することができる。
- (4) 委員長への解任の要請は副委員長が受理し、体育委員会を召集してこれを審議する。その体育委員会の議長は、副委員長が務める。

## 第 7 章 賞 罰

(表 彰)

第 28 条 本会の発展又は活動に功労があったと認められる会員及び所属団体に対して、本会の名をもって表彰する事がある。

(罰 則)

第 29 条 本会の規約に違反、統制を乱す行為があったと常任委員会が認めた運動部については、委員長がその部の体育会からの退会を体育委員会に申し出る。体育委員会において委員総数の過半数の承認があった場合、その運動部を本会の名をもって退会させ、体育会に属する運動部としての権利を剥奪する事ができる。

## 第 8 章 会 計

(経費の支弁)

第 30 条 本会の経費は次の項に掲げるもので支弁する。

- (1) 学友会会費の一部
- (2) 事業収入
- (3) 寄付金、その他

(会計年度)

第 31 条 本会の会計年度は毎年4月1日より3月31日とする。

(予算及び決算)

第 32 条 各団体の分配金の決算は4月上旬の財務局の指定した期日までに提出する。これらの決算は財務局の監査を経て、体育会の全体決算とともに学友会に提出する。

第 33 条 全体予算案及び決算報告は財務局が作成し5月定例体育委員会がこれを承認する。これらの予算は学友会に提出する

第 34 条 各団体への分配金の予算案は別項予算基準に沿って財務局が作成する

第 35 条 学友会によって承認を受けた予算案が当該年度の予算となる

## 第 9 章 そ の 他

(規約改正)

第 36 条 規約及び予算基準の改正は体育委員会において委員総数の過半数の議決をもって行われる。

(細 則)

第 37 条 本会の会務に必要な細則は体育委員会の議決を経て、別にこれを定める

### 附 則

1. この規約は昭和 44 年 1 月 24 日より施行する

### 附 則

1. 昭和 44 年 1 月 24 日施行の規約は平成 25 年 3 月 15 日に廃止する
2. この規約は平成 25 年 3 月 15 日に制定する

### 附 則

1. この規約は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

### 附 則

1. この規約は平成 26 年 12 月 11 日より施行する。

### 附 則

1. この規約は平成 27 年 11 月 28 日より施行する。

## 京都工芸繊維大学体育会規約細則

### 第一章 運動部

本会は以下の運動部を置く。

合気道部・アメリカンフットボール部・空手道部・弓道部・剣道部・硬式テニス部・硬式野球部・サッカー部・自動車部・女子ラクロス部・水泳部・ソフトテニス部・卓球部・男子バレーボール部・男子ラクロス部・軟式野球部・男子バスケットボール部・バトミントン部・ハンドボール部・ホワイトローカススキークラブ・MCSC・ラグビー部・陸上競技部・ワンダーフォーゲル部

### 第二章 常任委員会の任務

本会は会務執行の為常任委員会に次の各局を設置し、各項の任務を行う

- 財務局
  1. 本会の経理を統括する。
  2. 会計に関する学友会、学校当局との交渉
  3. 本会の予算決算書の作成
  4. 会計書類の保存
  5. 学友会費の分配金の振り込み手続き
  
- 紫叡制作局（正副委員長）
  1. 体育会発行冊子「紫叡」の編集及び発行
  2. 印刷業者の選定及び業者への発注
  3. 入学説明会における交通整理の補助と部活動紹介の企画、司会進行を行う
  
- 近体協局（委員長）
  1. 近畿地区国立大学学生体育組織連絡協議会および近畿地区国立大学体育大会への出席
  2. 他大学との交流と交渉
  
- 施設局（2名）
  1. グランド・体育館・武道場・テニスコート・プール・体育器具庫・その他体育会が使用する施設（以下体育会関連施設と記す）の巡回
  2. 体育会関連施設周辺の美化及び施設の向上のための企画と実行
  3. 体育会関連施設の利用環境向上のための規則の立案

- スポーツ大会局（3名）
  1. 体育会主催のスポーツ大会の企画
  2. スポーツ大会の告知、広報
  3. スポーツ大会の運営
  
- 調整局（4名）
  1. グランド・体育館・武道場・テニスコートの体育会所属団体への割り当て
  2. グランド・体育館・武道場・テニスコートの効率的な割り当ての検討

### 第三章 常任委員の功労金

- (1) 常任委員は、体育会の学友会費分配基準に定められた額の功労金を受け取る権利をもつ。
- (2) 功労金は、体育会から各団体への予算分配において、その常任委員が所属する団体の分配額にその金額が加算されることで贈与される。
- (3) 職務不履行にあたりと委員長が判断した常任委員については、その功労金が減額されることがある。

### 第四章 補助委員

補助委員は、以下の局に分属され、各局の業務を補助する。

- 施設局（5名）
  1. 体育会関連施設周辺の美化及び施設の向上のための作業の補助
  2. 体育会関連施設の巡回の補助
  
- スポーツ大会局（5名）

スポーツ大会の運営の補助
  
- 紫叡制作局（若干名）

体育会発行冊子「紫叡」の編集及び発行の補助

### 第五章 体育会関連施設の利用規則

- (1) 体育会施設局は、体育会関連施設の利用環境の向上のため、その利用にあたっての規則を定めることができる。
- (2) 体育会に所属する運動部が体育会関連施設を使用する際は、施設局の定める利用規則に従わなければならない。

## 第六章 その他

(1) 細則の改正は、京都工芸繊維大学体育会規約第 36 条に従って行われる。

この細則は平成 25 年 4 月 1 日より施行する

この細則は平成 25 年 12 月 13 日より施行する

この細則は平成 27 年 11 月 28 日より施行する。